

令和6年第6回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和6年6月7日(木) 午前9時30分から午前10時2分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
教育委員 鈴木森晶  
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
教育参事 山中洋子  
学校教育課長 菊地智行  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 渡邊亘宏

書記 学校教育グループ長 水野将徳

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認  
日程第2 教育長の報告  
日程第3 付議案件  
(1) 議案第19号 豊山町社会教育委員の委嘱又は任命について  
(2) 議案第20号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について  
(3) 報告第7号 豊山町生涯学習推進審議会委員の委嘱又は任命について  
(4) 報告第8号 令和6年度豊山スカイプールの開場について  
日程第4 その他

## 6 議事内容

### 開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和6年第6回豊山町教育委員会定例会を開会します。

### 【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和6年5月10日に開催いたしました令和6年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 令和6年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

### 【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 先月には、中学校の修学旅行や小学校の運動会など、重要な学校行事が無事終了しました。いずれも天候に恵まれ、児童生徒も良い思い出や体験ができたことと思います。運動会にご参加いただいた教育委員の皆様もありがとうございました。

コロナ禍では実行の可否の検討も含めて大変な苦労を重ねながら対応をしてきた学校行事が滞りなく実施できることをありがたく思います。当たり前の日常が戻りつつあることを実感いたします。

さて、6月3日に町議会定例会が開会されました。教育に関しては中学校の改築やPTAの在り方などについて、質問の通告が出ています。PTAは戦後から今日まで、学校を支える地域の団体として、多くの実績を残してきました。地域、保護者、教員が同じベクトルで学校を支えた時代から近年では学校に対する考え方の多様化により特にPTAに対する保護者の思いも微妙に変化してきたように思います。こうした状況下で、その在り方について、議会の場で考えてみようということであります。

最近、新聞で私の目に留まりましたのは、公共機関・施設と利用者との関係性に関わる論評です。利用者側のニーズに過敏に反応することにより、公共側の理念や主体性が過度に抑制されてはいないかというものです。議会や町民の皆様の声を尊重することは当然のことながら、私たちには施策の一つ一つの考え方をしっかりと説明をしていく責務があります。町議会をそうした場のひとつにしたいと改めて思っています。

事 務 局 長 : この間の事業報告をいたします。

5月12日（日）に、豊山中学校改築基本計画に関する住民懇談会を

行いました。内容につきましては、豊山中学校改築基本計画の住民への説明と計画に対する意見をいただくというものです。出席者は20名程度で、想定する生徒数や駐車場の台数が過大ではないか、改築場所を現在中学校の場所で建て替えるのであればスカイプールを存続したらどうかというご意見をいただきました。また、コストを極力抑える計画にしてください、子どもの意見も聴いて欲しいというご意見もいただきました。

5月14日（火）～16日（木）に、中学校修学旅行を行いました。場所は東京ディズニーランド、東京、伊豆であります。

5月25日（土）に、3小学校で運動会を行いました。

5月30日（木）に、7月の世界ジュニアゴルフ選手権大会に出場する豊山町在住中学1年生の表敬訪問がありました。

6月6日（木）に、町内校長会議を行いました。

### 【日程第3 付議案件】

教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。

「議案第19号 豊山町社会教育委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。それでは私から質問ですが、委嘱と任命はどう違うのですか。

生涯学習課長 : どちらも地方公務員法の任用行為になりますけれども、使い分けとしましては、校長などの教育委員会の内部職員の任用につきましては任命、一方、外部の方の任用は委嘱として分けております。

教 育 長 : 他にいかがですか。ご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 議案第19号は原案どおり可決されました。

続いて、「議案第20号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

では私から質問させていただきます。設置要綱を読みますと、第3条で教育委員会が委嘱するとなっておりますけれども、これも先ほどと同じ考え方ですか。

生涯学習課長 : はい、そのとおりです。

教 育 長 : 他にいかがですか。ご意見等ないようですので、ただいまの議案につ

いて、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : 議案第20号は原案どおり可決されました。

続いて、「報告第7号 豊山町生涯学習推進審議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
これは報告でいいのですね。

生涯学習課長 : はい。

教 育 長 : これは、町長が委嘱して任命するので、教育委員会会議では報告ということになります。生涯学習推進審議会は、本町の特徴かもしれませんが、町長の諮問機関、附属機関になっています。

後 藤 委 員 : 他の自治体は違うのですか。

教 育 長 : 教育委員会が所管しているところが多いと思います。本町では、生涯学習の基本構想・基本計画の名が「豊山町生涯学習推進のまちづくり基本構想・基本計画」になっています。生涯学習推進審議会の守備範囲が広いという特徴があって、学識経験者から一般公募の方まで、専門家から地元で活躍している方まで、多種多様な方を取り込んで活発な議論がある会議となっています。

鈴 木 委 員 : 一般公募の応募はあるのでしょうか。

生涯学習課長 : 今回は2名の方に応募いただきました。

教 育 長 : 前は大学生の女性が就任されました。今回は交代しましたけれども。他にいかがでしょうか。

それでは続いて、「報告第8号 令和6年度豊山スカイプールの開場について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : 今までの議会や住民懇談会でも説明をさせていただきましたけれども、今年度をもってスカイプールは閉じさせていただくという町の方針です。昨年度が5万6千人入ったということで、今回の議会でも質問があるようですが、最後の開場になります。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : スカイプールは人気があって、私も何回か孫を連れて行ったことがあります。非常に駐車場が混雑するということと、プールの中も、特に昼間の午前10時から午後3時頃までの間は、非常に混みあっているという印象があります。やはり利用時間を90分ぐらいできちんと制限して、利用者に知らしめると、前にも同じようなことを申し上げた記憶があり

ますけれども、そういったことをして、駐車場であるとか、プールの中の混雑さをもう少し改善する必要があるのではないかと思います。

生涯学習課長： 利用時間の制限は、管理が難しいと考えています。駐車場は確かに毎年混雑してしまっていて、理由としてはアンケート結果を見ますと、町外の方が約9割みえているということで、車で来られている方がほとんどだと思います。対策として、繁忙期については役場の駐車場を開放したり、場合によってはグラウンドの駐車場も開放させていただきます。加えて指定管理者と相談をしておりますが、SNSでプールや駐車場の混雑状況を発信して、駐車場の混雑対策につなげていきたいと考えております。また、プールの入場者が多くて混雑しているということについては、監視員を増員して安全対策をしっかり行っていきたいと考えております。

教 育 長： 利用時間の制限はコロナの時期も議論がありましたが、個人個人が何時何分に入ったか、入ってくる人を全部管理しないといけないということの難しさがあります。駐車場については、空港の駐車場まで使う方もみえまして、中にはエアポートウォークまで歩いて行かれる方もみえるぐらい他市町の方が利用されるという状況になりました。そちらの啓発もしていかなければいけないと思っています。

小 出 委 員： 私が思うのは、やはり駐車場の混雑とか、プールの中の混雑、そういったものを抑えるためにも、利用者に何回も90分程度の利用時間にしてくださいということを、きちんと知らせることも必要だと思います。利用者に委ねるしかないのですけれども。例えば受付の時に必ず90分ぐらいの利用を目途にしてくださいよということを、受付の方が利用者に対し毎回言うような対策を取っていただけたらと私は思います。そうしないと、駐車場の問題とかプールの中での事故なんかも起きてしまうのではないかと心配しています。

教 育 長： なかなか難しい問題ですが、特に駐車場や施設の安全についてしっかりと行うことを、今のご意見を参考に受け止めさせていただきたいと思っています。

他にいかがですか。

志 水 委 員： 私の子どもたちも楽しみにしています。4年生ぐらいですと、子どもたちだけで行くことも結構多いので、親の目の行き届かないところも多分にあると思います。私もついていきますけれども、プールの中には入らずに2階から見ていることが多く、中の様子をずっと見ているわけにはいけないので、やはり来場者が増えると、少し入場制限をしてもらえたりすると安心かなと思います。あと、午前の部、午後の部で完全に入替制にするとかということもあっていいのかなと、その辺はいかがでし

ようか。

生涯学習課長： 指定管理者が運営しているので、今年からというのは難しいと思いますが、委員がおっしゃるように、安全面を考えるとそういった方法も今後考えていかなければいけないのかなと思っております。

教 育 長： 名古屋市の名城プールが廃止になったり、小牧のプールが休みになったりして、近隣の子どもたちが水で遊ぶ施設が次々に閉鎖され、この小さな町のスカイプールが、格好の遊び場になっています。そういうことがあって、当初の予測以上に他の市町村から来ているという、町民の利用が10%というデータがございますけれども、そのような中でこの町がこれを維持していくのかという議論がありました。駐車場も、町民の方が自転車で来たり、歩いて来たりすれば済んでいたものが、今のようになっちゃったというのが現況です。もう一度指定管理者にもきちんとご意見を伝えたいと思います。

他によろしいですか。では、以上で付議案件を終わります。

#### 【日程第4 その他】

教 育 長： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等がありますか。

学校教育G長： 一連絡事項— 次回の教育委員会定例会の開催日時について説明

#### 閉会の宣告（午前10時2分）

教 育 長： これをもちまして、第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

令和6年第6回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和6年6月7日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

- 1 開会の宣告
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 付議案件
  - (1) 議案第19号 豊山町社会教育委員の委嘱又は任命について
  - (2) 議案第20号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について
  - (3) 報告第7号 豊山町生涯学習推進審議会委員の委嘱又は任命について
  - (4) 報告第8号 令和6年度豊山スカイプールの開場について
- 5 その他
- 6 閉会の宣告

## 議案第19号

### 豊山町社会教育委員の委嘱又は任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び豊山町社会教育委員設置条例（昭和57年豊山町条例第17号）に基づき、別紙の者を豊山町社会教育委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和6年6月7日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

### 提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い令和6年4月1日からの新たな豊山町社会教育委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

豊山町社会教育委員

No.	氏名	選出区分	所属等
1	篠田 弘男	教育関係者	豊山中学校校長
2	小出 芳子	教育関係者	前新栄小校長
3	高山 誠	教育関係者	元新栄小PTA会長
4	安藤 定雄	教育関係者	文化協会会長
5	渡邊 登美子	教育関係者	体育協会代表
6	太田 真理子	教育関係者	子ども会連絡協議会代表
7	伊藤 章代	教育関係者	民生児童委員協議会代表

<任期> 令和6年4月1日～令和8年3月31日

<設置根拠> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条  
豊山町社会教育委員設置条例

参考

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 議案第20号

### 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について

豊山町青少年育成会議設置要綱（平成14年豊山町教育委員会規程第4号）に基づき、別紙のとおり豊山町青少年育成会議委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和6年6月7日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

#### 提案理由

この案を提出するのは、豊山町青少年育成会議委員が任期満了となるため、新たに豊山町青少年育成会議委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

豊山町青少年育成会議委員 名簿（案）

No.	氏名	所属
1	安藤 春一	少年補導委員代表
2	水野 友之	保護司会代表
3	岡島 清隆	民生委員協議会代表
4	池山 和徳	社会福祉協議会代表
5	河村 清志	防犯協会代表
6	水野 加奈子	子ども会連絡協議会代表
7	石黒 八重子	更生保護女性会代表
8	坪井 純一	スポーツ少年団本部代表
9	岡島 政信	豊山自主パトロール隊代表
10	竹本 公子	保育園父母の会代表
11	篠田 弘男	豊山中学校長
12	杉 直哉	豊山小学校長
13	松永 千鶴	新栄小学校長
14	伊藤 英紀	志水小学校長
15	鈴木 一春	豊山中学校PTA代表
16	荒尾 竜也	豊山小学校PTA代表
17	小川 さやか	新栄小学校PTA代表
18	太田 繁宏	志水小学校PTA代表

<任 期> 令和6年4月1日～令和8年3月31日

<設置根拠> 豊山町青少年育成会議設置要綱

## 参考

### 豊山町青少年育成会議設置要綱（抜粋）

#### （目的）

第1条 この要綱は、豊山町に青少年の指導及び育成に関し広く町民の総意を結集し、町の施策を適切に実施するため、豊山町青少年育成会議（以下「会議」という。）を設置し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

#### （事業）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1） 親子のふれあい活動推進事業
- （2） 青少年健全育成巡回指導事業
- （3） 青少年非行防止啓発活動事業
- （4） その他青少年健全育成に関する事業

#### （組織）

第3条 豊山町青少年育成会議の委員（以下「委員」という。）は、この会議の目的に賛同する青少年育成機関、団体、町民等をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

#### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長及び副委員長）

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

報告第7号

豊山町生涯学習推進審議会委員の委嘱又は任命について

豊山町生涯学習推進審議会条例（平成16年豊山町条例第2号）に基づき、下記の者を豊山町生涯学習推進審議会委員に委嘱又は任命しましたので報告します。

記

No.	氏名	選出区分	所属等
1	前田 治	学識経験者	至学館大学 健康科学部 非常勤講師
2	堀田 裕子	学識経験者	摂南大学 現代社会学部 教授
3	上原 直人	学識経験者	名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授
4	篠田 弘男	教育関係者	豊山中学校校長
5	小出 芳子	教育関係者	前新栄小校長
6	高山 誠	教育関係者	元新栄小PTA会長
7	安藤 定雄	教育関係者	文化協会会長
8	渡邊 登美子	教育関係者	体育協会代表
9	太田 真理子	教育関係者	子ども会連絡協議会代表
10	伊藤 章代	教育関係者	民生児童委員協議会代表
11	永末 猛	関係町民団体代表者	スポーツ少年団代表
12	浅井 恵子	関係町民団体代表者	老人クラブ連合会代表
13	柴田 里子	関係町民団体代表者	商工会代表
14	縄田 敦子	ボランティア代表者	志水小PTAどんぐり読書会代表
15	竹内 智恵子	一般公募	ホームステジャー、まちサポ理事長

<任 期> 令和6年4月1日～令和8年3月31日

<設置根拠> 豊山町生涯学習推進審議会条例

参考

豊山町生涯学習推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- （1）基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- （2）基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- （3）生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- （4）その他生涯学習推進施策に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（構成）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験のある者
- （2）教育関係者
- （3）関係町民団体の代表者
- （4）生涯学習ボランティアの代表者
- （5）一般公募により選出された者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



## 2 開場に伴う諸課題への主な対応

### (1) 熱中症対策

- ①管理棟入口 : ターフ、テントの設置
- ②管理棟内 : エアコンの稼働
- ③プールサイド: 散水、休憩スペースへのパラソル、テントの設置

### (2) 遊泳者への安全対策

- ①遊泳者が安全、快適に遊泳できるよう、監視員によりスライダーの利用状況や水面を常に注視する。監視員は7人~13人とし、特に土・日・祝日、夏休み期間等の混雑時には、監視員を増員し、利用状況に合った適切な監視を行う。
- ②1時間毎に10分間の休憩時間を設け、遊泳者の体調回復を促す。

### (3) 施設の老朽化に伴う安全対策

経年によるプールサイド床面のタイル破損が進行している部分もあるため、当該部分にマットを敷く、部分的に立ち入り禁止にするなどの安全対策を行う。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年度と同様、手指消毒液の設置、換気を行う。2階休憩室での飲食、指定管理者の自主事業も可能とする。

## 3 周知方法

町広報7月号、町ホームページ、SNS等で公表します。

## 4 参考 プールの利用状況

	利用者				合計
	高校生・一般	小・中学生	幼児等	障がい者等	
H29年度	11,522人	27,523人	10,447人	279人	49,771人
H30年度	10,116人	25,610人	8,422人	656人	44,804人
R元年度	7,374人	21,900人	7,293人	414人	36,981人
R4年度	10,590人	28,235人	10,100人	1,084人	50,009人
R5年度	11,886人	30,524人	12,794人	1,610人	56,814人

※R2・R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休場